平成２４年（フ）第２４号
岩手県一関市萩荘字下モ下釜31番地１　１号室、前住所宮城県気仙沼市波路上瀬向75番地42
債務者　熊谷　時子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２７９号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目19番４号、前住所横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目３番地１小谷戸台ハイツ１―201
債務者　安藤　雅彦
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０３号
神奈川県厚木市妻田南１丁目９番13号プリムローズ田口Ⅱ―201
債務者　早川　美紀
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
新潟県新発田市真野原731番地
債務者　藤野　すみ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６０号
愛知県一宮市大和町苅安賀字薬師堂49番地
債務者　佐藤　治雄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５２号
香川県高松市福岡町３丁目10番12号
債務者　大西　照弘
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７６号
青森県南津軽郡田舎館村大字垂柳字前田17番地３
債務者　小野貞一郎
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４２５号
仙台市宮城野区自由ケ丘25番５号
債務者　名取　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
宮城県遠田郡美里町二郷字佐野十四号15番地
債務者　鈴木ひさ子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢15番地２　菊田アパート１号
債務者　齊藤　京子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２２９号
茨城県東茨城郡城里町大字阿波山182番地の１、旧住所静岡県伊豆市牧之郷527番地の７102
債務者　廣橋知寿子（旧姓愛澤）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
茨城県水戸市見川２丁目108番地の26　アーバンテラス一周館Ａ棟307号
債務者　嶋田　エリ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
千葉県木更津市桜井新町４丁目12番地９
債務者　鈴木　久一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４８号
千葉県木更津市桜井新町４丁目12番地９
債務者　鈴木　昌美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５９号
千葉県君津市賀恵渕60番地３
債務者　南雲　昭夫
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第６２号
千葉県君津市北子安３丁目３番12号　102
債務者　田中　尉之
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１７１号
金沢市保古１丁目25番地、従前の住所石川県白山市中成２丁目180番地、土地の名称及び地番号変更前の住所石川県白山市成町2037番地２
債務者　道下　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
金沢地方裁判所